

総合支援契約のご案内

2019年3月

将来の生活や、金銭管理、身上監護に不安があっても、周囲に支援してもらえない親族がいない、あるいは頼れない方々に、ご希望に沿った支援をする後見人のご案内です。

後見人とは、将来、判断力が低下した時、家族、親族に代わってその方々のために、法律面・生活面での支援を行う成年後見制度に基づいて定められています。この制度は、介護保険制度とともに2000年に導入されました。信頼できる身内が近くにいない、いても頼りたくない、頼れないとお考えの方々に寄り添い支援することが目的です。

現在、判断力は十分にあるけれど、将来に不安があるとお考えの方々には、任意後見契約という方法があります。将来、判断能力が衰えた時のために、支援してもらおう後見人と支援内容（代理権など）をあらかじめご本人の意思で決め、契約しておくものです。公正証書にすることが義務付けられています。ご本人の判断能力が低下したと見られる時には、家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が選んだ後見監督人の監督のもとに、任意後見人が金銭管理や契約事務などを行います。

任意後見契約だけでは、任意後見監督人が選ばれる状態になるまで支援がありませんが、福祉クラブ生協では、お互いの信頼関係を築く上でも必要な、お元気な期間に対する事務委任契約、お亡くなりになった際の葬儀、自宅整理などの死後事務委任契約をも併せて結んでおく総合支援契約によって、将来の生活に不安を覚える方々の見守りや生活に必要な支援を行います。お元気づちからご希望に沿って身上監護や日常財産管理の支援が受けられるというものです。

さらに、ご希望の方には、入所や入院に必要な身元保証支援（審査あり）も行います。これら事務委任契約、任意後見契約、死後事務委任契約を合わせた総合支援契約は、後見人（受任者）の代理権とともに公正証書にして法務局に登録されますので安心です。

福祉クラブ生協が法人として後見人になります。実際の実務は成年後見サポートW.C.あうんのメンバーが務めます。「あうん」は活動を続けて11年目になり、2016年には法定後見を受任しました。利用者の方々の信頼のもとに、現在、40余名のメンバーが50名近い方々の支援活動をしています。まずは、下記にご相談ください。

福祉クラブ生活協同組合 成年後見サポートW.C.あうん
電話 045-642-3580（直通）Fax 045-547-1414
E-mail : aun@fukushi-club.net <https://www.aun.gr.jp>